

「粕屋町パートナーシップ・ファミリーシップ制度」に関する 意見募集の実施結果について

標記につきまして、次のとおり公表いたします。

1. 意見募集期間

令和4年3月9日（水）～3月22日（火）

2. 閲覧箇所

粕屋町ホームページ

3. 意見提出者数（方法）

1人（電子メール：1人）

4. 意見内容及び反映事項

意見要旨	町の考え	対応
<p>①「意見募集実施要領」と「要綱案」の内容にずれがあります。</p> <p>「意見募集実施要領」と「要綱案」の内容のずれをなくすため要綱案の修正を提案します。</p> <p>○第1条の修正 「性的マイノリティや事実婚の関係にある人々をはじめ」を「SOGIEにかかわらず」に修正。</p> <p>○第2条(1)の修正 「性的マイノリティ」の定義ではなく、「SOGIE」の定義に修正。</p> <p>○第2条(2)の修正</p>	<p>本制度は「全ての町民」を対象とします。</p> <p>性的マイノリティに限らず、何らかの理由で法律婚を利用しない又は利用できない方々も含めて、全ての町民が本制度の対象です。</p>	<p>○第1条の修正 ・「性的マイノリティや事実婚の関係にある人々をはじめ、」を削除する。</p> <p>○第2条を修正 ・第1号「性的マイノリティ」の定義を削除する。</p> <p>・第2号の修正 「一方又は双方が性的マイノリティである2人が、」を削り、「関係」を「2人の関係」に改め、 同号を第2条第1号とし、同条中第3号を第2</p>

<p>「一方又は双方が性的マイノリティである 2 人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係をいう。」を、「互いを人生のパートナー又は家族として尊重し、協力し合う継続的な 2 人の関係をいう。」に修正。</p> <p>〔修正の趣旨〕</p> <p>○この制度は「SOGIE に関わらず、すべての町民」を対象としているとして意見募集しています。しかし、要綱案では第 2 条 (2) の「用語の定義」により性的マイノリティの人だけを制度利用者として想定しており、矛盾があります。</p> <p>この制度が「一方又は双方が性的マイノリティである 2 人」だけを制度利用者とするのかそうでないのかは、「用語の定義」ではなく「趣旨」で明記すべきです。</p> <p>○要綱案は、制度利用者が性的マイノリティであることをカミングアウト</p>		<p>号とし、第 4 号を第 3 号とする。</p>
---	--	----------------------------

<p>させる内容となっております。修正案等により「SOGIEに関わらず法律婚を利用しない2者の制度利用」についての取扱いを定める内容としてください。</p> <p>○「SOGIEに関わらない制度」であれば「SOGIE」の定義があれば良く、「性的マイノリティ」の定義を記載する必要はないです。</p>		
<p>②町職員の面前において署名させることについて町職員の面前において署名させる手続きは心理的負担が重くなるだけであり不要と考えます。必要書類審査と本人の意思確認及び本人確認ができれば良いので、「郵送・電子申請または持参による書類提出⇒直接本人に交付」の手続きで足りると考えます。</p> <p>町職員の面前において署名させることが必要不可欠なのであれば説明をお願いします。</p>	<p>本制度では、「宣誓 パートナーシップにある2人が、町長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うこと又はパートナーシップにあることを誓った者が、町長に対し、ファミリーシップにあることを誓うことをいう。」と定義しています。</p> <p>宣誓者の時間的制約や心理的負担等を考慮し、町職員を町長の代理者とし、その面前において宣誓書に自ら記入することにより、本制度で定義する「宣誓」を行ったこととして取り扱うことを原則とします。</p>	<p>(運用方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宣誓の際は、プライバシー保護の観点から個室で対応します。 ・宣誓者が何らかの理由で来庁が困難な場合は、個別に対応します。 ・書類確認等のお時間をいただきますが、提出書類に不備がなければ、宣誓日に宣誓書を受領し、宣誓書受領証をお渡しできるように準備をすすめています。

	<p>宣誓の内容に虚偽がないかを判断するために、来庁していただき、提出書類とあわせて本人確認を行い、町職員の面前において宣誓書に自ら記入していただくことで、宣誓の意思確認を行います。</p>	
<p>③宣誓書の保存期間について 第 14 条ただし書き以下で、制度利用者からの返還または廃棄希望により宣誓書を廃棄することとしています。しかし、この制度をもとに有意義な施策を実施する場合、過去の証拠書類が必要となる場合があるため、行政としてある程度の保存期間は必要だと考えます。</p>	<p>宣誓書は、施策を実施する場合の証拠書類として必要となる場合や、宣誓者のパートナーシップ・ファミリーシップが継続している限り保存する必要があるため、粕屋町文書管理規程の規定に基づき「10 年を超えて保存する必要がある文書」として、永年保存とします。</p>	<p>第 14 条を 下線部のとおり変更し、 「町長は、<u>宣誓書を粕屋町文書管理規程(平成 24 年粕屋町規程第 8 号)の規定に基づき永年保存するものとする。</u>」 とする。</p>